

姫路市総合計画 策定方針（案）

1 策定方針について

- 本策定方針は、新たな総合計画を策定するに当たり、基本的な考え方や策定手法等を示すものである。

2 姫路市の総合計画について

- 本市では、総合的、かつ、計画的な行政運営を行うため、都市づくりの基本理念や目指すべき都市像、都市像を実現するための基本目標などを示した総合計画を策定している。
- 現在、本市が行政運営の指針としている姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」は、平成21年度からスタートし、令和2年度が目標の最終年度となる。
- 本市は、長期的な展望の下、行政運営の指針が必要であると考え、行政運営の仕組みや参画と協働など今後のまちづくりを進めていくための基本的な考え方等を定めた「姫路市まちづくりと自治の条例」（平成25年12月制定）において、総合計画を策定することとしている。

■ 総合計画の変遷

総合計画	計画年度	推計人口
姫路市総合基本計画	昭和 45（1970）～ 65（1990）年度	62 万人
改訂姫路市総合基本計画	昭和 51（1976）～ 65（1990）年度	56 万人
姫路市総合計画 姫路市総合計画基本計画改訂版	昭和 61（1986）～ 75（2000）年度 平成 8（1996）～ 12（2000）年度	50 万人
姫路市総合計画 「姫路 21 世紀プラン」	平成 13（2001）～ 24（2012）年度	50 万人
姫路市総合計画 「ふるさと・ひめじプラン 2020」	平成 21（2009）～ 32（2020）年度	53 万人

3 計画策定の基本的な考え方

(1) まちづくりと自治の条例に基づく計画づくり

姫路市まちづくりと自治の条例第 12 条の規定に基づき、同条例の基本理念や基本原則を尊重し、多様な意見を反映した、総合的かつ計画的な行政運営を行うことを目的とした計画を策定する。

姫路市まちづくりと自治の条例（平成 25 年 12 月 20 日制定）（抄）

（基本理念）

第 4 条 まちづくりと自治の基本理念は、次に定めるとおりとする。

- (1) 住民の福祉の増進を図ること。
- (2) 個人を尊重し、かつ、法の下での平等を保障するとともに、地域の特性及び自立性を尊重したまちづくりを推進すること。
- (3) 住民等の信頼に基づく公正で開かれた市政を推進すること。

（基本原則）

第 5 条 住民等がまちづくりの主体となるための基本原則は、次に定めるとおりとする。

- (1) 情報共有の原則 市及び住民等は、まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 市は、まちづくりへの参画を推進し、住民等は、まちづくりに参画すること。
- (3) 協働の原則 市及び住民等は、まちづくりにおいて、協働すること。

(2) 長期的展望に基づく計画づくり

我が国や本市を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、今後の時代の潮流や行政需要を的確に捉え、新たに中長期的な展望を描くとともに、困難な状況にも対応しつつ、目標を実現するために何をすべきかを考えるバックキャストによる計画づくりを行う。

(3) 適切な進行管理を目途とした計画づくり

計画を策定した以後においても、社会経済情勢の変化や新たな行政需要に対応できるよう、定期的に見直しを行うとともに、計画を効果的かつ着実に推進するため、適切な進行管理ができる計画とする。

(4) 個別計画と連動した計画づくり

総合計画は、本市の最上位計画と位置付けられることから、策定に当たっては、各行政分野の個別計画との連動を図る。

4 計画の構成と計画期間（案）

新総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成している現総合計画の計画体系を見直し、従来、基本計画で定めていた施策の大綱を基本構想部分に記載することにより、基本構想と実施計画の2層で構成する計画体系とし、基本構想と実施計画との関係性をより明確にする。

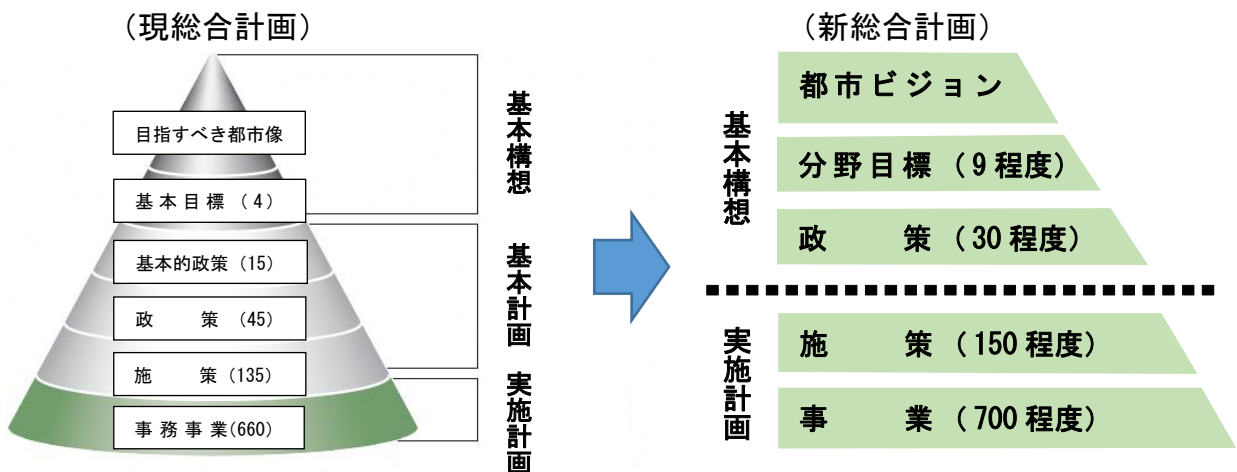
(1) 基本構想

- 都市ビジョンや分野目標など、中長期的な展望によるまちづくりの方向性を示す。
- 期間は、令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする10年間とする。

(2) 実施計画

- 基本構想で定めたまちづくりの方向性に基づく施策、事業を示す。
- 期間は3年間とし、毎年度見直しを行う。

■ 現総合計画の構成と新総合計画の構成



■ 計画期間

年度	令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
基本構想	●—————→									
実施計画	●————→	●————→	●————→	●————→	●————→	●————→	●————→	●————→	●————→	●————→
		●————→	●————→	●————→	●————→	●————→	●————→	●————→	●————→	●————→
			●————→	●————→	●————→	●————→	●————→	●————→	●————→	●————→
				●————→	●————→	●————→	●————→	●————→	●————→	●————→
					●————→	●————→	●————→	●————→	●————→	●————→
						●————→	●————→	●————→	●————→	●————→